

令和2年9月23日

ご契約者様 各位

北海道札幌市中央区大通西17丁目1番地5
ノウム大通ビル6F
ライフエイド少額短期保険株式会社
代表取締役 高橋 浩司

保険契約の移転に係る公告

ライフエイド少額短期保険株式会社(以下「弊社」といいます。)は、東日本少額短期保険株式会社(以下「東日本少額短期保険」といいます。)との間で事業譲渡契約書(以下「移転契約」といいます。)を締結し、また、保険業法第 272 条の 29 において準用する同法第 136 条第 1 項に基づき弊社ならびに東日本少額短期保険の株主総会の承認決議が得られました。

つきましては、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第 272 条の 29 において準用する同法第 135 条第 1 項に基づき、当社の保有する保険契約の全部を東日本少額短期保険へ移転するため、ここに「保険契約の移転に係る公告」を行います。

1. 移転契約の要旨

- (1) 弊社の保有する保険契約の全部を東日本少額短期保険へ移転します。
- (2) 保険契約の移転に際して、保険金額及び保険料の変更はありません。
- (3) 保険契約の移転に伴い、移転の対象となる保険契約の責任準備金に対応する資産を東日本少額短期保険へ移転します。
- (4) 移転日は、令和 2 年 10 月 31 日とします。但し、内閣総理大臣の認可が行われることが条件であることから変動の可能性がございます。
- (5) 保険契約の移転の実施は、契約者の皆さまからの異議申立てが一定数以下であること、及び内閣総理大臣の認可が行われることを条件とします。

2. 異議申立てについて

- (1) 法令の定めるところにより、一定の期間内の異議申立てが以下の(ア)及び(イ)双方の条件を満たした場合、保険契約の移転はその効力を生じないこととなります。
 - (ア)異議を申し立てた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の 5 分の 1(20%)を上回ること。
 - (イ)異議を申し立てた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、移転対象契約者の該当金額の総額の 5 分の 1(20%)を上回ること。

これに対して、(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たさない場合、保険業法第 272 条の 29 が準用する同法第 137 条第 4 項に基づき、契約者の皆さまのご承認が得られたものとみなされ、異議申立てをされた契約者様の契約も含め、保険契約の移転が行われます。

(2) 異議を申し立てられる場合は、郵送はがきに以下の必要事項を明記の上、令和 2 年 10 月 26 日(月)までに、以下の宛先までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

- ① 契約者様の氏名(自署又は記名押印)
 - ② 契約者様の住所、電話番号
 - ③ 保険証券番号
 - ④ 保険契約の移転に異議を申し立てる旨(例:保険契約の移転に異議を申し立てます。)
- (宛先)北海道札幌市中央区大通西17丁目1番地5 ノワム大通ビル6F
ライフエイド少額短期保険株式会社

(ご注意)

弊社に到着した 令和 2 年 10 月 26 日(月)までの消印分の異議申し立てのはがきで、上記①から④までの必要事項を漏れなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効といたします。異議申し立ての権利は、契約件数にかかわらず、契約者お一人につき一票として集計いたします。

3. 移転先会社について

東日本少額短期保険株式会社

代表取締役 椋本 誠

【本店】宮城県仙台市青葉区五橋1丁目6番6号 五橋ビル 6F

【東京営業所】東京都品川区南大井 6-16-16 鈴木ビル大森 3F

4. 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシーマージン比率)

(1) 直近の事業年度末における比率

移転会社:1672.5%

移転先会社:5945.5%

(2) 保険契約の移転の日における比率(見込み)

移転会社:該当なし(全部移転)

移転先会社:2990.6%

5. 保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービスの内容と概要

サービス名	サービス内容	移転後の概要
生活安心駆けつけサービス (24時間駆けつけサービス)	水回り、窓ガラス、カギのトラブルに緊急対応を行うサービスです。	移転後においても継続してサービス提供ができるよう東日本少額短期保険及び委託業者と調整中です。

6. 保険業法施行規則第 211 条の 62 第 5 号に定める払戻

該当はありません。

7. 契約者配当の方針および配当実績

当社の保有する全部の保険契約には契約者配当はありません。

また、契約移転後も契約者配当はありません。

8. 剰余金の分配について

該当はありません。

9. 保険契約の移転全般に関するお問い合わせ先

保険契約の移転に関し、ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

北海道札幌市中央区大通西17丁目1番地5 ノワム大通ビル6F

ライフエイド少額短期保険株式会社

フリーダイヤル 0120-533-570 受付時間:平日 9:30~17:30(祝日・年末年始を除く)

(契約移転先)

東日本少額短期保険株式会社 貸借対照表(令和2年3月31日現在)

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目6番6号
東日本少額短期保険株式会社
代表取締役 椋本 誠

令和元年度(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

東日本少額短期保険株式会社		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	197,962	保険契約準備金	3,457
現金	180	支払準備金	217
預貯金	197,782	責任準備金	3,063
有形固定資産	773	IBNR備金	177
車両運搬具	728	再保険借	215,940
工具、器具及び備品	45	代理店借	7,263
無形固定資産	4,387	その他の負債	29,390
ソフトウェア	4,196	未払金	3,524
電話加入権	191	未払法人税等	25,724
再保険貸	211,172	預り金	142
代理店貸	18,185	仮受金	0
その他の資産	4,752		
前払費用	211		
未収還付法人税等	4,280	負債の部合計	256,050
リサイクル預託金	9	(純資産の部)	
入会金	100	資本金	140,000
敷金	153	資本剰余金	-
供託金	24,000	利益剰余金	65,182
		(その他利益剰余金)	65,182
		繰越利益剰余金	65,182
		純資産の部合計	205,182
資産の部合計	461,231	負債・純資産の部合計	461,231

(契約移転元)

ライフエイド少額短期保険株式会社 貸借対照表(令和2年3月31日現在)

札幌市中央区大通西十七丁目1番地5
ノム大通ビル6F
ライフエイド少額短期保険株式会社
代表取締役 高橋 浩司

令和元年度(令和2年3月31日現在) 貸借対照表

ライフエイド少額短期保険株式会社		(単位:円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	46,089,042	保険契約準備金	5,684,942
現金	53,706	支払備金	503,796
預貯金	46,035,336	責任準備金	5,181,146
有形固定資産	1,836,571	再保険借	87,199,376
リース資産	1,836,571	代理店借	19,365,320
再保険貸	79,008,812	その他の負債	58,696,089
代理店貸	3,666,543	未払金	12,749,341
その他の資産	52,876,485	未払費用	1,163,142
前払費用	13,059,592	未払法人税等	580,000
未収入金	36,666,781	預り金	278,624
仮払金	9,600	仮受金	26,791,600
未取還付法人税等	8,134	リース債務	17,133,382
敷金	288,994	負債の部合計	170,945,727
出資金	10,000	(純資産の部)	
長期貸付金	2,190,244	資本金	292,850,000
長期前払費用	643,140	資本剰余金	82,850,000
供託金	15,000,000	利益剰余金	△ 348,168,274
		(その他利益剰余金)	△ 348,168,274
		繰越利益剰余金	△ 348,168,274
		純資産の部合計	27,531,726
資産の部合計	198,477,453	負債・純資産の部合計	198,477,453